

(別添 2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。	当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号法の別表第二に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。）」または「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	＜オンライン資格確認等システムを利用した資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	＜オンライン資格確認等システムを利用した資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16,30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16,24条 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号利用法第9条第1項 別表の24,44の項 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表 項番44 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にあたらない変更 （番号利用法の改正に伴う変更）
令和7年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 （別表第二における情報提供の根拠） ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 （別表第二における情報照会の根拠） ・27,42,43,44,45 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条 （表における情報提供の根拠） ・1,2,3,5,6,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,158 （表における情報照会の根拠） ・48,69,70,71 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にあたらない変更 （番号利用法の改正に伴う変更）
令和7年1月31日	(I)国民健康保険税賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和元年11月1日	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(I)国民健康保険税賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	平成28年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(I)国民健康保険税賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている（19）件 移転を行っている（4）件	提供を行っている（16）件 移転を行っている（4）件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(I)国民健康保険税賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(I)国民健康保険税賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	地方税関係情報（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(I)国民健康保険税賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(I)国民健康保険税賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	地方税関係情報（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8	社会福祉協議会	日本私立学校振興・共済事業団	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9 ③法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10	国家公務員共済組合	市長村長	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事 務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11	市長村長	国民健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	国民健康保険組合	地方公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する 事務	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13	地方公務員共済組合	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14	市長村長	後期高齢者医療広域連合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15	後期高齢者医療広域連合	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16	都道府県知事等	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ③法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先17 市長村長 ①番号法第19条第8号 別表第二の93の項 ②介護保険法による保険給付の支給に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先18 厚生労働大臣 ①番号法第19条第8号 別表第二の46の項 ②国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先19 共済組合等 ①番号法第19条第8号 別表第二の46の項 ②国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の24の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ②移転先における用途	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の41の項）	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の61の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ②移転先における用途	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の100の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 4 ②移転先における用途	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の23の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和元年11月1日	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	平成28年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている（26）件 移転を行っている（4）件	提供を行っている（20）件 移転を行っている（5）件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1	厚生労働大臣	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1 ③法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 2	全国健康保険協会	健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3	健康保険組合	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4	厚生労働大臣	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5	全国健康保険協会	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条 例による地方税の賦課徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6	都道府県知事等	日本私立学校振興・共済事業団	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7	市町村長	国家公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく 条例による地方税の賦課徴収に関する事務	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8	社会福祉協議会	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ③法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転 提供先 9	日本私立学校振興・共済事業団	国民健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転 提供先 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転 提供先 9 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転 提供先10	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転 提供先11 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転 提供先12	国民健康保険組合	後期高齢者医療広域連合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する 事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13	地方公務員共済組合	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15	後期高齢者医療広域連合	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限 る。）の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16	都道府県知事等	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17	市町村長	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18	厚生労働大臣	保健所を設置する市の長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19	共済組合等	独立行政法人日本学生支援機構	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20	市町村長	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の17の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ②提供先における用途	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先21 都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第二の22の項 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務 ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先22 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先22 厚生労働大臣 ①番号法第19条第8号 別表第二の88の項 ②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務 ③原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先23 都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第二の97の項 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務 ③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先24 保健所を設置する市の長 ①番号法第19条第8号 別表第二の97の項 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務 ③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先25 独立行政法人日本学生支援機構 ①番号法第19条第8号 別表第二の106の項 ②独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ③医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先26 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先26 都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第二の120の項 ②難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 ③難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の24の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の41の項）	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の61の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ②移転先における用途	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の100の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の23の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和元年11月1日	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	平成28年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている（20）件 移転を行っている（6）件	提供を行っている（16）件 移転を行っている（6）件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	厚生労働大臣	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2	全国健康保険協会	健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ③法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3	健康保険組合	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4	厚生労働大臣	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うことと された船員保険に関する事務	予防接種法による給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に 関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関 する情報）	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する 情報	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5	全国健康保険協会	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事 務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の17の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6 ②提供先における用途	予防接種法による給付に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条 例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又 は森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7	都道府県知事等	日本私立学校振興・共済事業団	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8	市町村長	国家公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の27の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく 条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定 めるもの	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関 する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する 情報）	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9	社会福祉協議会	市町村長又は国民健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融 通する事業の実施に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事 務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10	日本私立学校振興・共済事業団	地方公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11	国家公務員共済組合	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	市町村長又は国民健康保険組合	後期高齢者医療広域連合	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する 事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13	地方公務員共済組合	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支 給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する 事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15	後期高齢者医療広域連合	独立行政法人日本学生支援機構	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関す る事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に 関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関 する情報）	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する 情報	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16	都道府県知事等	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する 事務	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に 関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関 する情報）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する 他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本 人の数 ⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先17 厚生労働大臣 ①番号法第19条第8号別表第二の88の項 ②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療 費の支給に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保 に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組 合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しな い者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本 人の数 ⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先18 市長村長 ①番号法第19条第8号 別表第二の93の項 ②介護保険法による保険給付の支給に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保 に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組 合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しな い者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本 人の数 ⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先19 独立行政法人日本学生支援機構 ①番号法第19条第8号 別表第二の106の項 ②独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事 務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保 に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組 合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しな い者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先20 都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第二の22の項 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の24の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の41の項）	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の61の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ②移転先における用途	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の100の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の23の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険取滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和元年11月1日	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険取滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	平成28年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険取滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険取滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ②移転先における用途	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の23の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険取滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険取滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ②移転先における用途	市税の還付・充当業務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	市税の還付・充当業務（番号利用法第9条第1項 別表の24の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険取滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険取滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ②移転先における用途	市税の還付・充当業務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	市税の還付・充当業務（番号利用法第9条第1項 別表の24の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク：不正な提供・移転が行 われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関 するルール ルール内容及びルール遵守の 確認方法	・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、大分市電子計 算機処理管理運営要綱に則り、番号法に定められた業務に必要な 情報のみを提供することとしている。	・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、大分市情報化推 進のためのICT利活用に関する要綱に則り、番号利用法に定められ た業務に必要な情報のみを提供することとしている。	事後	重要な変更にあたらない変更 (要綱改正に伴う変更及び文言 の修正)
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク１：目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理シ ステム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納 システムにおける措置＞ ・ユーザＩＤによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネッ トワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権 限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会とは、団体内統合宛名システム への通信に限定している。 ・番号法の規定の範囲内において情報照会を行う。	＜国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理シ ステム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納シ ステムにおける措置＞ ・ユーザＩＤによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネッ トワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限 を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会とは、団体内統合宛名システムへ の通信に限定している。 ・番号利用法の規定の範囲内において情報照会を行う。	事後	重要な変更にあたらない変更 (文言の修正)
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク１：目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が 可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限 を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセス の制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な 方法による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン ・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施さ れるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携 を抑止する仕組みになっている。	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可 能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を 行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの 制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法 による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン ・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施され るため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑 止する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらない変更 (文言の修正)
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク１：目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※１）により、情報提供ネットワークシステム に情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照 会許可照会リスト（※２）との照会を情報提供ネットワークシ ステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可 証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号 法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えてお り、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能（※３）では、ログイン 時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時 刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作 や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※１）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報 の照会および照会した情報の受領を行う機能。 （※２）番号法別表第二および第１９条第１５号を基に事務手続 ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情 報をリスト化したもの。 （※３）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権 限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機 能。	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※１）により、情報提供ネットワークシステムに 情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許 可照会リスト（※２）との照会を情報提供ネットワークシステム に求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領 してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認 められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外 提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能（※３）では、ログイン時 の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、 操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不 適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※１）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の 照会および照会した情報の受領を行う機能。 （※２）番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表およ び第19条第15号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供 者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※３）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限 に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更にあたらない変更 (文言の修正)
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク１：目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバの運用における措置＞ ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して 目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認す る。	＜中間サーバの運用における措置＞ ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目 的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (文言の修正)

令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・国保事務関係職員（臨時職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	・国保事務関係職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	重要な変更にあたらない変更 （文言の修正）
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員および嘱託職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	<国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員および会計年度任用職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	事後	重要な変更にあたらない変更 （文言の修正）
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：情報政策課による職員ポータルを活用したe－ラーニングの実施 ・教育対象：全職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する。	<サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項：番号利用法第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：情報政策課による職員ポータルを活用したe－ラーニングの実施 ・教育対象：全職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *個人情報の保護に関する法律及び番号利用法の一部を改正する。	事後	重要な変更にあたらない変更 （文言の修正）

令和7年5月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1. 照会 ：世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。 2. 異動処理 ：加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル逸・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。 3. 証発行管理 ：保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。 4. 前期高齢者判定 ：随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。 5. 申請受付 ：限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者（旧国保被保険者）・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。 6. 滞納管理 ：短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。	1. 照会 ：世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。 2. 異動処理 ：加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル逸・住所地特例の各資格異動処理から、資格確認書・資格情報のお知らせの発行まで行う。 3. 証発行管理 ：資格確認書・資格情報のお知らせ、限度額適用認定証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。 4. 前期高齢者判定 ：随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。 5. 申請受付 ：限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者（旧国保被保険者）・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。 6. 滞納管理 ：特別療養の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	7. 保険証の一括更新 ：滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を手動で分類し出力する。 8. 各種一覧表の出力 ：年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。 9. 都道府県への報告資料の作成 ：事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。 10. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	7. 資格確認書・資格情報のお知らせの発行区分選択 ：随時・週次で、特別療養該当・非該当の判定処理を行う。 8. 各種一覧表の出力 ：年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。 9. 都道府県への報告資料の作成 ：事業月報など都道府県に報告する資料を出力する。 10. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1. レセプト管理 ：レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。 2. 申請受付 ：高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。 3. 照会 ：高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。 4. 支払 ：口座振替データ（全銀形式）フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。 5. 過誤・求償 ：過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。 6. 高額介護合算 ：申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。	1. レセプト管理 ：レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。 2. 申請受付 ：高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。 3. 照会 ：高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。 4. 支払 ：口座振替データ（全銀形式）フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 5. 過誤・求償 ：過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。 6. 高額介護合算 ：申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	7. 国民健康保険連合会データの取り込み ：国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。 8. 高額療養費の一括計算 ：高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。 9. 各種帳票の発行 ：医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。 10. 都道府県への報告資料の作成 ：事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。 11. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 12. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	7. 国民健康保険連合会データの取り込み ：国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。 8. 高額療養費の一括計算 ：高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。 9. 各種帳票の発行 ：医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。 10. 都道府県への報告資料の作成 ：事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。 11. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 12. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. 収納状況照会 ：宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを発行する。 2. 消込 ：消込データの入力・取込(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。 3. 還付充当 ：過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書（誓約書）・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。 4. 口座振替 ：口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。 5. 督促状・催告書の発行 ：督促状作成では督促状・納付書付き督促状を、催告書作成では催告書・催告書兼領収書を発行する。	1. 収納状況照会 ：宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを発行する。 2. 消込 ：消込データの入力・取込(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。 3. 還付充当（公金受取口座の取得含む） ：過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書（誓約書）・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。 4. 口座振替 ：口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。 5. 督促状・催告書の発行 ：督促状作成では督促状・納付書付き督促状を、催告書作成では催告書・催告書兼領収書を発行する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	6. 各種統計資料などの作成 ：月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。 7. 年度末処理 ：繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。 8. 財務運動 ：財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。 9. 財産管理 ：実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。	6. 各種統計資料などの作成 ：月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。 7. 年度末処理 ：繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。 8. 財務運動 ：財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。 9. 財産管理 ：実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 4 ②システムの機能	10. 滞納処分 ：差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除し、滞納処分調書を発行する。 11. 公売管理 ：不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。 12. 分納計画 ：分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 13. 執行停止・不納欠損 ：執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 14. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 15. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	10. 滞納処分 ：差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除し、滞納処分調書を発行する。 11. 公売管理 ：不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。 12. 分納計画 ：分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 13. 執行停止・不納欠損 ：執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 14. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 15. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	1. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (表における情報提供の根拠) ・1,2,3,5,6,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,158 (表における情報照会の根拠) ・48,69,70,71 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (表における情報提供の根拠) ・1,2,3,5,6,13,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173 (表における情報照会の根拠) ・48,69,70,71 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にあたらない変更 (実際の取扱いに沿った修正)
令和7年5月30日	1. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大分市 市民部 国保年金課 企画部 情報政策課	大分市 市民部 国保年金課 企画部 デジタル戦略局 情報政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	情報公開請求等にて公開	株式会社 九州日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	再委託を行う場合には、再委託先の商号または名称、代表者名、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由等について記載した書面による再委託申請および必要書類の提出を受け、その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれがないことを勘案のうえ、承認の可否を総合的に判断して決定する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (賦課) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (賦課) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017/ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (資格) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受付、窓口負担割合・限度額の判定を行うため ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため ・一部負担金減額申請書等の受付、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受付、限度額、標準負担額減額、長期該当認定又は却下を行うため ・特定疾病療養受療証交付申請書の受付、自己負担限度額判定を行うため ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため	・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受付、窓口負担割合・限度額の判定を行うため ・資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため ・一部負担金減額申請書等の受付、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受付、限度額、標準負担額減額、長期該当認定又は却下を行うため ・特定疾病療養受療証交付申請書の受付、自己負担限度額判定を行うため ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令改正による変更)
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (資格) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受付、窓口負担割合・限度額の判定に使用する ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する ・一部負担金減額申請書等の受付、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受付、限度額、標準負担額減額、長期該当認定又は却下の判定に使用する ・特定疾病療養受療証交付申請書の受付、自己負担限度額判定に使用する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する	・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受付、窓口負担割合・限度額の判定に使用する ・資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する ・一部負担金減額申請書等の受付、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受付、限度額、標準負担額減額、長期該当認定又は却下の判定に使用する ・特定疾病療養受療証交付申請書の受付、自己負担限度額判定に使用する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱 いの委託 委託事項1 ③委託先名	情報公開請求等にて公開	株式会社 九州日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	再委託を行う場合には、再委託先の商号または名称、代表者名、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由等について記載した書面による再委託申請および必要書類の提出を受け、その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれがないことを助案のうえ、承認の可否を総合的に判断して決定する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	再委託を行う場合には、再委託先の商号または名称、代表者名、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由等について記載した書面による再委託申請および必要書類の提出を受け、その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれがないことを助案のうえ、承認の可否を総合的に判断して決定する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	委託先の大分県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。))の提出を受け、大分県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。	再委託を行う場合には、再委託先の商号または名称、代表者名、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由等について記載した書面による再委託申請および必要書類の提出を受け、その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれがないことを助案のうえ、承認の可否を総合的に判断して決定する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。))の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。	再委託を行う場合には、再委託先の商号または名称、代表者名、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由等について記載した書面による再委託申請および必要書類の提出を受け、その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれがないことを助案のうえ、承認の可否を総合的に判断して決定する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び紙票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び紙票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・識別情報 個人番号、その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報 ・業務関係情報 地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報	・識別情報 個人番号、その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報 ・業務関係情報 地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、その他（公金受取口座情報）	事後	重要な変更に当たらない変更（実際の取扱いに沿った修正）

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4 情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ：対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報 ：保険給付及び保険事業を行うために保有	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4 情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ：対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報 ：保険給付及び保険事業を行うために保有 ・公金受取口座情報 ：保険給付を行うために保有	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署（市民課。市民税課、長寿福祉課） 行政機関・独立行政法人等（医療保険者） 地方公共団体・独立行政法人（市町村、大分県後期高齢者医療広域連合） その他（大分県国民健康保険団体連合会）	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署（市民課。市民税課、長寿福祉課） 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、デジタル庁） 地方公共団体・独立行政法人（市町村、大分県後期高齢者医療広域連合） その他（大分県国民健康保険団体連合会）	事後	重要な変更にあたらない変更（実際の取扱いに沿った修正）
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	・大分県国民健康保険団体連合会から届くレセプト情報の取込・管理を行うため。 ・窓口負担割合・限度額の判定を行うため ・減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため ・一部負担金減額申請書等の受付、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため ・限度額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受付、限度額、標準負担額減額、長期該当認定又は却下を行うため ・特定疾病療養受療証交付申請書の受付、自己負担限度額判定を行うため ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費を支給するため ・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため ・出産育児一時金の給付又は葬祭費を支給するため ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出に関して支給するため	・大分県国民健康保険団体連合会から届くレセプト情報の取込・管理を行うため。 ・窓口負担割合・限度額の判定を行うため ・減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため ・一部負担金減額申請書等の受付、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため ・限度額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受付、限度額、標準負担額減額、長期該当認定又は却下を行うため ・特定疾病療養受療証交付申請書の受付、自己負担限度額判定を行うため ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため ・特別療養給付の申請の確認及び支給をするため ・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため ・出産育児一時金の支給又は葬祭費を支給するため ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出に関して支給するため	事後	重要な変更にあたらない変更（文言の修正）
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・大分県国民健康保険団体連合会から届くレセプト情報の取込・管理に使用する。 ・窓口負担割合・限度額の判定に使用する ・減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する ・一部負担金減額申請書等の受付、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する ・限度額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受付、限度額、標準負担額減額、長期該当認定又は却下の判定に使用する ・特定疾病療養受療証交付申請書の受付、自己負担限度額判定に使用する・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する ・出産育児一時金の給付又は葬祭費の給付に使用する ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認に使用する	・大分県国民健康保険団体連合会から届くレセプト情報の取込・管理に使用する。 ・窓口負担割合・限度額の判定に使用する ・減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する ・一部負担金減額申請書等の受付、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する ・限度額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受付、限度額、標準負担額減額、長期該当認定又は却下の判定に使用する ・特定疾病療養受療証交付申請書の受付、自己負担限度額判定に使用する・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する ・特別療養給付の申請の確認及び支給に使用する ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する ・出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給に使用する ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認に使用する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の実合	・基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養費標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得及び住民税の課税状況を実合する ・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を実合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付又は葬祭費の給付、原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のため、被保険者情報と医療保険関係情報を実合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を実合する。	・基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養費標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得及び住民税の課税状況を実合する ・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を実合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給、原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のため、被保険者情報と医療保険関係情報を実合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を実合する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	情報公開請求等にて公開	株式会社 九州日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他の当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	再委託を行う場合には、再委託先の商号または名称、代表者名、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由等について記載した書面による再委託申請および必要書類の提出を受け、その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれがないことを助案のうえ、承認の可否を総合的に判断して決定する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他の当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	再委託を行う場合には、再委託先の商号または名称、代表者名、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由等について記載した書面による再委託申請および必要書類の提出を受け、その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれがないことを助案のうえ、承認の可否を総合的に判断して決定する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他の当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	再委託を行う場合には、再委託先の商号または名称、代表者名、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由等について記載した書面による再委託申請および必要書類の提出を受け、その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれがないことを助案のうえ、承認の可否を総合的に判断して決定する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(16)件 移転を行っている(6)件	提供を行っている(25)件 移転を行っている(6)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17	記載なし	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ①法令上の根拠	記載なし	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ②提供先における用途	記載なし	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ③提供する情報	記載なし	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ⑥提供方法	記載なし	情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ⑦時期・頻度	記載なし	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18	記載なし	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠	記載なし	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	記載なし	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ③提供する情報	記載なし	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ⑥提供方法	記載なし	情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ⑦時期・頻度	記載なし	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19	記載なし	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ①法令上の根拠	記載なし	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ②提供先における用途	記載なし	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ③提供する情報	記載なし	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ⑥提供方法	記載なし	情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ⑦時期・頻度	記載なし	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20	記載なし	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ①法令上の根拠	記載なし	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の164の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ②提供先における用途	記載なし	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ③提供する情報	記載なし	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ⑥提供方法	記載なし	情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ⑦時期・頻度	記載なし	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21	記載なし	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ①法令上の根拠	記載なし	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ②提供先における用途	記載なし	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ③提供する情報	記載なし	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ⑥提供方法	記載なし	情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ⑦時期・頻度	記載なし	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22	記載なし	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ①法令上の根拠	記載なし	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ②提供先における用途	記載なし	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ③提供する情報	記載なし	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ⑥提供方法	記載なし	情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ⑦時期・頻度	記載なし	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23	記載なし	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ①法令上の根拠	記載なし	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ②提供先における用途	記載なし	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ③提供する情報	記載なし	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ⑥提供方法	記載なし	情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ⑦時期・頻度	記載なし	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24	記載なし	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 ①法令上の根拠	記載なし	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 ②提供先における用途	記載なし	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 ③提供する情報	記載なし	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 ⑥提供方法	記載なし	情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 ⑦時期・頻度	記載なし	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25	記載なし	都道府県知事又は市長村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 ①法令上の根拠	記載なし	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表145の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 ②提供先における用途	記載なし	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 ③提供する情報	記載なし	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 ⑥提供方法	記載なし	情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 ⑦時期・頻度	記載なし	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (給付) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (給付) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収滞納) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・ 識別情報 個人番号、その他識別情報（内部番号） ・ 連絡先等情報 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報 ・ 業務関係情報 地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、その他（税の納付相談記録及び納付計画情報）	・ 識別情報 個人番号、その他識別情報（内部番号） ・ 連絡先等情報 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報 ・ 業務関係情報 地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、その他（税の納付相談記録及び納付計画情報、公金受取口座情報）	事後	重要な変更に当たらない変更 (実際の取扱いに沿った修正)
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収滞納) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・ 個人番号、その他識別情報（内部番号） ：対象者を正確に特定するために保有 ・ 4 情報、連絡先（電話番号等） ：対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・ 地方税関係情報 ：対象者に対し納付書、納税証明書等を発行するために保有 ・ 介護・高齢者福祉関係情報 ：国民健康保険税徴収を行うために保有 ・ その他（税の納付相談記録及び納付計画情報） ：収納徴収業務の実施のために保有	・ 個人番号、その他識別情報（内部番号） ：対象者を正確に特定するために保有 ・ 4 情報、連絡先（電話番号等） ：対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・ 地方税関係情報 ：対象者に対し納付書、納税証明書等を発行するために保有 ・ 介護・高齢者福祉関係情報 ：国民健康保険税徴収を行うために保有 ・ その他（税の納付相談記録及び納付計画情報） ：収納徴収業務の実施のために保有 ・ その他（公金受取口座情報） ：還付充当を行うために保有	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収滞納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署（市民課。市民税課） 行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構） 地方公共団体・独立行政法人（市町村）	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署（市民課。市民税課） 行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構、デジタル庁） 地方公共団体・独立行政法人（市町村）	事後	重要な変更に当たらない変更 (実際の取扱いに沿った修正)

令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（収滞納） 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	納付書、納税証明書の発行、過誤納金還付・充当の通知、督促状、催告書の発行、財産調査、滞納処分等の実施	国民健康保険税の適正な収滞納管理	事後	重要な変更にあたらない変更 （文言の修正）
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（収滞納） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1. 指定金融機関からの納付済み通知書情報の受付に関する事務 ・納付対象者の納付情報を把握する。 ・納付情報に基づき、還付・充当通知を対象者へ通知する。 ・賦課額情報、納付情報に基づき、納付書の再発行を行い対象者へ通知する。 2. 督促・催告に関する事務 ・期限内に納付されない場合には、対象者へ督促状を通知する。 ・滞納者に対し、電話催告の実施、催告書を送付する。 3. 納付意思がある滞納者に関する事務 ・滞納者に催告書を提出させた上で、分割納付を行う。また、申請に基づき、徴収猶予処理を行う。 4. 納付意思がない滞納者に関する事務 ・財産調査を行い、財産がある場合には、差し押さえ・参加差押・交付要求処理を行い、処理内容を通ずる。 ・公売の実施、配当・充当を行う。 財産がない場合は執行停止処理、税義務が消滅した場合は不能欠損処理を行う。 5. 納税義務の継承 ・納税義務承継を通知する	納付書、納税証明書の発行、過誤納金還付・充当の通知、督促状の発行等の収納管理事務、催告書の発行、財産調査、滞納処分、猶予処理等の滞納整理事務を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（収滞納） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	情報公開請求等にて公開	株式会社 九州日立システムズ、株式会社 シンク	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（収滞納） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他の当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	再委託を行う場合には、再委託先の商号または名称、代表者名、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由等について記載した書面による再委託申請および必要書類の提出を受け、その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれがないことを勘案のうえ、承認の可否を総合的に判断して決定する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（収滞納） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜大分市の措置＞ 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び紙票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜大分市の措置＞ 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び紙票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更

令和7年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収滞納) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	(別添1) ファイル記録項目	(3) 国民健康保険給付ファイル ～ 828.特定疾病認定区分 まで (4) 国民健康保険収滞納ファイル ～ 128.時効中断年月日 まで	(3) 国民健康保険給付ファイル 829.公金受取口座情報 を追加 (4) 国民健康保険収滞納ファイル 129.公金受取口座情報 を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月30日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク：委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修の実施状況を確認し、報告させている。	事後	重要な変更にあたらない変更 (実際の取扱いに沿った修正)
令和7年5月30日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク：委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	事後	重要な変更にあたらない変更 (実際の取扱いに沿った修正)
令和7年5月30日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク：委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。	・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。	事後	重要な変更にあたらない変更 (実際の取扱いに沿った修正)

令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管消去 リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	・物理的対策 <大分市における措置> ：特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ：特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ：特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 ：特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ：特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ：特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	・物理的対策 <大分市における措置> ：特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ：特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ：特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 ：特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ：特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ：特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管消去 リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容		<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管消去 リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	・技術的対策 <大分市における措置> ：ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ：OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆるセキュリティパッチ）を適用している。 ：ウィルスメール/スプームメール対策システムを導入している。 ：定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ：ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ：外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ：侵入検知システム（IDS）を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 ：必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。 ：使用されていないポートを閉鎖している。 ：職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。	・技術的対策 <大分市における措置> ：ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ：OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆるセキュリティパッチ）を適用している。 ：ウィルスメール/スプームメール対策システムを導入している。 ：定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ：ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ：外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ：侵入検知システム（IDS）を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 ：必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。 ：使用されていないポートを閉鎖している。 ：職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管消去 リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更

令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管消去 リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容		<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②大分市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。	事前	重要な変更
-----------	--	--	---	----	-------

令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管消去 リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容		⑦大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	重要な変更
令和7年5月30日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年9月2日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 ：既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元にC Sの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 ：特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：転入の届出を受け付けた際にあわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 ：統合端末において入力された4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 ：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4 情報の組合せをキーに本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	1. 本人確認情報の更新 ：既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元にC Sの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 ：特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：転入の届出を受け付けた際にあわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 ：統合端末において入力された5 情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 ：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5 情報の組合せをキーに本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法令改正のため）

令和7年9月2日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	6. 本人確認情報整合 ：本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（通知カード、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 ：機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	6. 本人確認情報整合 ：本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（通知カード、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 ：機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法令改正のため）
令和7年9月2日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に對して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (イ) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に對して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (イ) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本5情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法令改正のため）
令和7年9月2日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ②システムの機能	(ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (イ) 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会及び(iii)情報提供（副本情報）(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	(ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (イ) 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会及び(iii)情報提供（副本情報）(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法令改正のため）

令和7年9月2日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ②システムの機能	(iv)情報提供（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）（※2）（評価対象外） ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、 運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	(iv)情報提供（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）（※2）（評価対象外） ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、 運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本5情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法令改正のため）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課） 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ：対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 ：税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ：国庫補助等を算定するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報 ：国民健康保険税の税額等を算出するために保有	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ：対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 ：税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ：国庫補助等を算定するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報 ：国民健康保険税の税額等を算出するために保有	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法令改正のため）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報はクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）

令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（資格） 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4 情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ：対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 ：国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ：対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 ：国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法令改正のため）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（資格） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（資格） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報はクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（資格） 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付） 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4 情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ：対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報 ：保険給付及び保険事業を行うために保有 ・公金受取口座情報 ：保険給付を行うために保有	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ：対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報 ：保険給付及び保険事業を行うために保有 ・公金受取口座情報 ：保険給付を行うために保有	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法令改正のため）

令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付） 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付） 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報はクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付） 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（取滞納） 2. 基本情報 ④記録される項目その妥当性	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先（電話番号等） ：対象者の取滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・地方税関係情報 ：対象者に対し納付書、納税証明書等を発行するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 ：国民健康保険税徴収を行うために保有 ・その他（税の納付相談記録及び納付計画情報） ：収納徴収業務の実施のために保有 ・その他（金受取口座情報） ：還付充当を行うために保有	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先（電話番号等） ：対象者の取滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・地方税関係情報 ：対象者に対し納付書、納税証明書等を発行するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 ：国民健康保険税徴収を行うために保有 ・その他（税の納付相談記録及び納付計画情報） ：収納徴収業務の実施のために保有 ・その他（金受取口座情報） ：還付充当を行うために保有	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法令改正のため）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（取滞納） 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）

令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（取滞納） 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報はクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（取滞納） 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、大分市情報化推進のためのICT利活用に関する要綱に則り、番号利用法に定められた業務に必要な情報のみを提供することとしている。	・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、番号利用法に定められた業務に必要な情報のみを提供することとしている。	事後	重要な変更にあたらない変更（要綱改正による修正）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号利用法の規定の範囲内において情報照会を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	<国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号利用法の規定の範囲内において情報照会を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらない変更（誤字・脱字の修正）

令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト（※2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表および第19条第15号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト（※2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更にあたらない変更 （誤字・脱字の修正）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<中間サーバの運用における措置> ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。	<中間サーバの運用における措置> ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。	事後	重要な変更にあたらない変更 （誤字・脱字の修正）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑制する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報提供が可能な権限と、その権限において提供可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・特定個人情報ファイルの情報連携の記録はシステムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ等に記録しており、必要に応じて記録の確認を行う。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	<国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑制する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報提供が可能な権限と、その権限において提供可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・特定個人情報ファイルの情報連携の記録はシステムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ等に記録しており、必要に応じて記録の確認を行う。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらない変更 （誤字・脱字の修正）

令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバに格納したうえで照会許可照合リストを基に情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバに格納したうえで照会許可照合リストを基に情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能。	事後	重要な変更にあたらない変更 （誤字・脱字の修正）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<中間サーバの運用における措置> ・中間サーバで取得した情報提供に係るシステムログを使用して不正な提供が行われていないか必要に応じて確認する。	<中間サーバの運用における措置> ・中間サーバで取得した情報提供に係るシステムログを使用して不正な提供が行われていないか必要に応じて確認する。	事後	重要な変更にあたらない変更 （誤字・脱字の修正）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用し、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する市区町村であっても他市区町村が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用し、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する市区町村であっても他市区町村が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）

令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・物理的対策 <大分市における措置> ：特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ：特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ：特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 ：特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ：特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ：特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。	・物理的対策 <大分市における措置> ：特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ：特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ：特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 ：特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ：特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ：特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・技術的対策 <大分市における措置> ：ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ：OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆるセキュリティパッチ）を適用している。 ：ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 ：定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ：ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ：外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ：侵入検知システム（IDS）を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 ：必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。 ：使用されていないポートを閉鎖している。 ：職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。	・技術的対策 <大分市における措置> ：ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ：OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆるセキュリティパッチ）を適用している。 ：ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 ：定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ：ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ：外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ：侵入検知システム（IDS）を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 ：必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。 ：使用されていないポートを閉鎖している。 ：職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）

令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②大分市が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②大分市が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	⑤大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	⑤大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発具体的な方法	・国保事務関係職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	・国保事務関係職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	事後	重要な変更に応じない変更（誤字・脱字の修正）

令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	< 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発 > ・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員および会計年度任用職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	< 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発 > ・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員および会計年度任用職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	事後	重要な変更にあたらない変更 (誤字・脱字の修正)
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	< サイバーセキュリティに関する教育・啓発 > ・教育事項：番号利用法第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：情報政策課による職員ポータルを活用したeラーニングの実施 ・教育対象：全職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *個人情報の保護に関する法律及び番号利用法の一部を改正する。	< サイバーセキュリティに関する教育・啓発 > ・教育事項：番号利用法第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：情報政策課による職員ポータルを活用したeラーニングの実施 ・教育対象：全職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *個人情報の保護に関する法律及び番号利用法の一部を改正する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (誤字・脱字の修正)
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 < 取りまとめ機関における措置 > ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 < 取りまとめ機関における措置 > ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）
令和7年9月2日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	< ガバメントクラウドにおける措置 > ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	< ガバメントクラウドにおける措置 > ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更）

令和8年9月10日	Ⅰ 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 - 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、子ども子育て支援金納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 - 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（文言の修正）
令和8年9月10日	Ⅰ 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システムを利用した資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。 ）> （略）	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システムを利用した資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。 ）> （略）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（文言の修正）
令和8年9月10日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続	【○】：情報提供ネットワークシステム 【○】：庁内連携システム 【 】：住民基本台帳ネットワークシステム 【 】：既存住民基本台帳システム 【○】：宛名システム等 【 】：税務システム 【○】：その他（国民健康保険資格システム、国民健康保険料（税）収納システム、中間サーバ）	【○】：情報提供ネットワークシステム 【○】：庁内連携システム 【 】：住民基本台帳ネットワークシステム 【 】：既存住民基本台帳システム 【○】：宛名システム等 【 】：税務システム 【○】：その他（国民健康保険資格システム、統合収納管理システム、書かないワンストップ窓口支援システム）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（システムの追加）
令和8年9月10日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他システムとの接続	【○】：情報提供ネットワークシステム 【○】：庁内連携システム 【 】：住民基本台帳ネットワークシステム 【 】：既存住民基本台帳システム 【○】：宛名システム等 【 】：税務システム 【○】：その他（国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システム、中間サーバ）	【○】：情報提供ネットワークシステム 【○】：庁内連携システム 【 】：住民基本台帳ネットワークシステム 【 】：既存住民基本台帳システム 【○】：宛名システム等 【 】：税務システム 【○】：その他（国民健康保険給付システム、統合収納管理システム、書かないワンストップ窓口支援システム）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（システムの追加）

令和8年9月10日	1 基本情報 2、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 3 ③他システムとの接続	[○] : 情報提供ネットワークシステム [○] : 庁内連携システム [] : 住民基本台帳ネットワークシステム [] : 既存住民基本台帳システム [○] : 宛名システム等 [] : 税務システム [○] : その他（国民健康保険資格システム、中間サーバ）	[○] : 情報提供ネットワークシステム [○] : 庁内連携システム [] : 住民基本台帳ネットワークシステム [] : 既存住民基本台帳システム [○] : 宛名システム等 [] : 税務システム [○] : その他（国民健康保険資格システム、書かないワンストップ窓口支援システム）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（システムの追加）
令和8年9月10日	1 基本情報 2、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	国民健康保険料（税）収納システム	統合収納管理システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（文言の修正）
令和8年9月10日	1 基本情報 2、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1、収納状況照会 : 宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを発行する。 2、消込 : 消込データの入力・取込(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。 3、還付充当（公金受取口座の取得含む） : 過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書（誓約書）・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。 4、口座振替 : 口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。 5、督促状・催告書の発行 : 督促状作成では督促状・納付書付き督促状を、催告書作成では催告書・催告書兼領収書を発行する。 6、各種統計資料などの作成 : 月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。 7、年度末処理 : 繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。	1、収納状況照会 : 宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを発行する。 2、消込 : 消込データの入力・取込(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。 3、還付充当（公金受取口座の取得含む） : 過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書（誓約書）・還付充当決議書・還付請求書などを発行する。 4、口座振替 : 口座振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。 5、督促状・催告書の発行 : 督促状作成では督促状・納付書付き督促状を、催告書作成では催告書・催告書兼領収書を発行する。 6、各種統計資料などの作成 : 月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。 7、年度末処理 : 繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（文言の修正）
令和8年9月10日	1 基本情報 2、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	8、財務連動 : 財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。 9、財産管理 : 実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。 10、滞納処分 : 差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除し、滞納処分調書を発行する。 11、公売管理 : 不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。 12、分納計画 : 分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 13、執行停止・不納欠損 : 執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 14、宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 15、庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	8、財務連動 : 財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。 9、執行停止・不納欠損 : 執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 10、宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11、庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（文言の修正）

令和8年9月10日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他システムとの接続	[] : 情報提供ネットワークシステム [○] : 庁内連携システム [] : 住民基本台帳ネットワークシステム [] : 既存住民基本台帳システム [○] : 宛名システム等 [] : 税務システム [○] : その他（国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険料給付システム）	[○] : 情報提供ネットワークシステム [○] : 庁内連携システム [] : 住民基本台帳ネットワークシステム [] : 既存住民基本台帳システム [○] : 宛名システム等 [] : 税務システム [○] : その他（国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険料給付システム、書かないワンストップ窓口支援システム）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（システムの追加）
令和8年9月10日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他システムとの接続	[○] : 情報提供ネットワークシステム [] : 庁内連携システム [] : 住民基本台帳ネットワークシステム [○] : 既存住民基本台帳システム [] : 宛名システム等 [○] : 税務システム [○] : その他（各業務システム、中間サーバ）	[○] : 情報提供ネットワークシステム [] : 庁内連携システム [] : 住民基本台帳ネットワークシステム [○] : 既存住民基本台帳システム [] : 宛名システム等 [○] : 税務システム [○] : その他（国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険料給付システム、統合収納管理システム、中間サーバ）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（文言の修正）
令和8年9月10日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他システムとの接続	[○] : 情報提供ネットワークシステム [] : 庁内連携システム [] : 住民基本台帳ネットワークシステム [] : 既存住民基本台帳システム [○] : 宛名システム等 [] : 税務システム [○] : その他（国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険料給付システム、国民健康保険料（税）収納システム）	[○] : 情報提供ネットワークシステム [] : 庁内連携システム [] : 住民基本台帳ネットワークシステム [] : 既存住民基本台帳システム [○] : 宛名システム等 [] : 税務システム [] : その他（ ）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（文言の修正）
令和8年9月10日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	滞納整理システム	統合滞納管理システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（文言の修正）
令和8年9月10日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	国民健康保険料（税）収納システムで管理される課税・収納情報を基にして、滞納情報を管理するシステムとして以下の機能を有する。 1. 各税務業務の課税・収納情報照会機能 2. 住民との接触記録や滞納整理関係情報の入力機能。 3. 納期後納付書等の発行機能及び発行履歴の管理機能。 4. 各種催告書類、滞納処分関係書類の発行機能。	統合収納管理システムで管理される課税・収納情報を基にして、滞納情報を管理するシステムとして以下の機能を有する。 1. 各税務業務の課税・収納情報照会機能 2. 住民との接触記録や滞納整理関係情報の入力機能。 3. 納期後納付書等の発行機能及び発行履歴の管理機能。 4. 各種催告書類、滞納処分関係書類の発行機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（文言の修正）
令和8年9月10日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他システムとの接続	[] : 情報提供ネットワークシステム [○] : 庁内連携システム [○] : 住民基本台帳ネットワークシステム [] : 既存住民基本台帳システム [] : 宛名システム等 [] : 税務システム [] : その他（ ）	[] : 情報提供ネットワークシステム [○] : 庁内連携システム [○] : 住民基本台帳ネットワークシステム [] : 既存住民基本台帳システム [] : 宛名システム等 [] : 税務システム [○] : その他（書かないワンストップ窓口支援システム）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（システムの追加）
令和8年9月10日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14 ①システムの名称		書かないワンストップ窓口支援システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（システムの追加）
令和8年9月10日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14 ②システムの機能		1. 申請書作成機能 システム画面に表示される内容を窓口で聞き取りシステムに入力することで、申請書等を作成する機能。 2. 既存住民基本台帳システムとのデータ連携 既存住民基本台帳システムから書かないワンストップ窓口支援システムへの住民基本台帳情報および資格情報等の連携や、書かないワンストップ窓口支援システムから既存住民基本台帳システムへの申請等の内容の連携機能。 3. 手続き案内機能 世帯情報や設問への回答に応じて必要な手続きを洗い出し、一覧表に出力する機能。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（システムの追加）

令和8年9月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14 ③他システムとの接続		[] : 情報提供ネットワークシステム [] : 庁内連携システム [] : 住民基本台帳ネットワークシステム [O] : 既存住民基本台帳システム [] : 宛名システム等 [O] : 税務システム [O] : その他(国民健康保険料(税)賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、統合収納管理システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(システムの追加)
令和8年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課) 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O] : 紙 [O] : 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] : フラッシュメモリ [] : 電子メール [O] : 専用線 [O] : 庁内連携システム [O] : 情報提供ネットワークシステム [O] : その他(中間サーバ)	[O] : 紙 [O] : 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] : フラッシュメモリ [] : 電子メール [O] : 専用線 [O] : 庁内連携システム [O] : 情報提供ネットワークシステム [O] : その他(中間サーバ、書かないワンストップ窓口支援システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(システムの追加)
令和8年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法		・国民健康保険税額(基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算)の計算、賦課に使用する ・納付書の作成に使用する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(文言の修正)
令和8年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O] : 紙 [] : 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] : フラッシュメモリ [] : 電子メール [O] : 専用線 [O] : 庁内連携システム [O] : 情報提供ネットワークシステム [] : その他()	[O] : 紙 [] : 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] : フラッシュメモリ [] : 電子メール [O] : 専用線 [O] : 庁内連携システム [O] : 情報提供ネットワークシステム [O] : その他(書かないワンストップ窓口支援システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(システムの追加)
令和8年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O] : 紙 [O] : 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] : フラッシュメモリ [] : 電子メール [O] : 専用線 [O] : 庁内連携システム [O] : 情報提供ネットワークシステム [] : その他()	[O] : 紙 [O] : 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] : フラッシュメモリ [] : 電子メール [O] : 専用線 [O] : 庁内連携システム [O] : 情報提供ネットワークシステム [O] : その他(書かないワンストップ窓口支援システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(システムの追加)
令和8年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2: レセプト縦覧点検、診療報酬支払、特定健診及び共同処理業務 ①委託内容	レセプトの縦覧点検・審査及び診療報酬の支払、出産育児一時金の支払、第三者行為関連業務、療養費等審査業務、特定健診等保健事業、医療費通知作成業務、後発医薬品利用差額通知業務、国保総合システムの運用管理、各データ抽出業務	レセプトの縦覧点検・審査及び診療報酬の支払、出産育児一時金の支払、第三者行為関連業務、療養費等審査業務、特定健診等保健事業、医療費通知作成業務、後発医薬品利用差額通知業務、国保総合システムの運用管理、高額介護合算療養費計算処理、各データ抽出業務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(文言の修正)
令和8年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(取滞納) 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O] : 紙 [] : 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] : フラッシュメモリ [] : 電子メール [] : 専用線 [O] : 庁内連携システム [O] : 情報提供ネットワークシステム [] : その他()	[O] : 紙 [] : 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] : フラッシュメモリ [] : 電子メール [] : 専用線 [O] : 庁内連携システム [O] : 情報提供ネットワークシステム [O] : その他(書かないワンストップ窓口支援システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(システムの追加)

令和8年9月10日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 国民健康保険税賦課ファイル	～(略)～ 1311.特微口座申請理由コード、1312.理由	～(略)～ 1311.特微口座申請理由コード、1312.理由、1313.18歳以上均等割人数、1314.18歳以上均等割額、1315.軽減18歳以上均等割額、1316.一般18歳以上均等割額、1317.一般軽減18歳以上均等割額、1318.子ども子育て減免額、1319.子ども子育て減免率、1320.個人減免18歳以上均等割額、1321.子ども子育て引落額1、1322.子ども子育て引落額2、1323.子ども子育て引落端数額、1324.子ども子育て分合計04月期別税額、1325.子ども子育て分合計05月期別税額、1326.子ども子育て分合計06月期別税額、1327.子ども子育て分合計07月期別税額、1328.子ども子育て分合計08月期別税額、1329.子ども子育て分合計09月期別税額、1330.子ども子育て分合計10月期別税額、1331.子ども子育て分合計11月期別税額、1332.子ども子育て分合計12月期別税額、1333.子ども子育て分合計01月期別税額、1334.子ども子育て分合計02月期別税額、1335.子ども子育て分合計03月期別税額、1336.前回子ども子育て減免額、1337.平等割減免額子ども子育て、1338.18歳以上均等割減免率、1339.18歳以上均等割減免該当フラグ01、1340.18歳以上均等割減免該当フラグ02、1341.18歳以上均等割減免該当フラグ03、1342.18歳以上均等割減免該当フラグ04、1343.18歳以上均等割減免該当フラグ05、1344.18歳以上均等割減免該当フラグ06、1345.18歳以上均等割減免該当フラグ07、1346.18歳以上均等割減免該当フラグ08、1347.18歳以上均等割減免該当フラグ09、1348.18歳以上均等割減免該当フラグ10、1349.18歳以上均等割減免該当フラグ11、1350.18歳以上均等割減免該当フラグ12、1351.均等割減免額子ども子育て、1352.18歳以上均等割減免額、1353.所得割減免額子ども子育て、1354.資産割減免額子ども子育て	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(特定個人情報ファイル記録項目の追加)
令和8年9月10日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (2) 国民健康保険資格ファイル	～(略)～ 741.適用終了事由国保異動事由	～(略)～ 741.適用終了事由国保異動事由、742.特定親族特別控除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(特定個人情報ファイル記録項目の追加)
令和8年9月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<国民健康保険料(税)賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料(税)収納システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号利用法の規定の範囲内において情報照会を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> (略) <中間サーバの運用における措置> (略)	<国民健康保険料(税)賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、統合収納管理システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号利用法の規定の範囲内において情報照会を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> (略) <中間サーバの運用における措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない変更 (文言の修正)

令和8年9月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<国民健康保険科（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険科（税）収納システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> （略） <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> （略） <中間サーバの運用における措置> （略）	<国民健康保険科（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、統合収納管理システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> （略） <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> （略） <中間サーバの運用における措置> （略）	事後	重要な変更にあたらぬ変更 （文言の修正）
-----------	--	--	--	----	-------------------------